

島根県デジタル拠点サービス提供者認定審査実施要領

(目的)

第1条 この要領は、「島根県デジタル拠点認定実施要綱」(以下「要綱」という。)第4条第3項、第7条2項及び第11条2項に規定する審査(以下「審査」という。)に関する必要な事項を定めるものとする。

(審査対象)

第2条 審査の対象は、要綱第3条に規定する認定を受けようとする者(以下「申請者」という。)、要綱第6条に規定する計画を変更しようとする者(以下「変更申請者」という。)、及び、要綱第10条が規定する計画を更新しようとする者(以下「更新申請者」という。)が提出する申請書及び添付資料に関する事項とする。

(審査機関)

第3条 審査は、島根県地域振興部地域政策課デジタル戦略室が実施する。

(審査方法)

第4条 申請者、変更申請者又は更新申請者により提出された書類の審査及び必要な調査等を行うこととし、島根県デジタル拠点サービス提供者認定申請書(様式第1号)及び添付書類、計画変更承認申請書(様式第3号)及び添付書類並びに計画更新承認申請書(様式第7号)及び添付書類の内容について、次のいずれにも該当する場合、これを適当と認めることとする。

ア 申請者、変更申請者又は更新申請者が、要綱第2条第1項に掲げる要件のいずれにも該当していること。

イ 申請者、変更申請者又は更新申請者が、要綱第2条第2項に掲げる要件のいずれにも該当していないこと。

附則

この要領は、令和7年10月20日から施行する。